

泉の郷綾瀬訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人誠幸会（以下「本事業者」）が設置する泉の郷綾瀬訪問看護ステーション（以下「本事業所」）では、指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所は訪問看護の提供に当たり、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図る。
2. 事業所は指定介護予防訪問看護の提供に当たり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図る。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
4. 事業所は事業の運営に当たって、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
5. 指定訪問看護のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所（指定介護予防訪問看護にあっては地域包括支援センター）へ情報提供を行うものとする。
6. 前5項の他に、神奈川県が条例で定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 （介護予防）訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護職員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 （介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 泉の郷綾瀬訪問看護ステーション
- (2) 所在地 神奈川県綾瀬市落合南 2-3-60

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 看護師1名(常勤・看護職員兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な(介護予防)訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 看護職員 看護師4名(常勤専従3名 常勤兼務1名)

看護職員は、(介護予防)訪問看護計画書及び報告書を作成し、(介護予防)訪問看護を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。原則として祝日含め、年中無休で営業。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時まで

(3) サービス提供時間 午前9時から午後5時まで

(4) 上記の営業日、営業時間のほかに、常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の内容等)

第7条 (介護予防)訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 清拭、洗髪等による清潔の保持

(2) 食事及び排泄等日常生活の世話

(3) ターミナルケア

(4) 褥瘡の予防、処置

(5) カテーテル管理等の医療処理

(6) リハビリテーション

(7) 家族への療養生活上の助言・相談及び介護方法の指導

(8) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第8条

1. (介護予防)訪問看護実施中に、利用者の病状に急変等が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等適切な措置を講じるものとする。

2. 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。

(利用料等)

第9条

1. (介護予防) 訪問看護を提供した場合の利用料金は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
2. (介護予防) 訪問看護を提供した場合の利用料金のほか、以下の場合はその他利用料として支払いを受けるものとする。
 - (1) エンゼルケア 10000円(税別)
 - (2) 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う(介護予防)訪問看護等に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の実施地域を超えたところから片道1kmあたり 30円
3. キャンセル料 1200円
前日午後6時までに連絡がなかった場合に、徴収する場合がある。ただし、緊急等やむを得ない場合は除く。なお、キャンセル料は実質損害が発生した場合のみ徴収する。
その際にかかった交通費は実費を徴収する。なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は次の額とする。
 - 事務所より片道10km未満 200円
 - 事務所より片道10km以上 400円
4. 保険適応外の訪問看護 60分未満10000円 以降30分毎 5000円
営業時間外(18:00~翌9:00まで)は3割増し
保険適応外の訪問看護を利用の場合は、別途自費訪問の契約書を交わす。前頁の利用料等の支払いを受けたときは、ご利用者又はご家族に対し、事前に文章で説明をさせて頂き、署名捺印を頂く事とする。
5. 利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他利用料について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、次の通りとする。

- (1) 綾瀬市(上土棚南 上土棚中 上土棚北 落合南 落合北 深谷南 深谷中 深谷上 深谷 本蓼川 寺尾南 寺尾釜田 寺尾本町 寺尾西 早川 早川城山 綾西 吉岡 吉岡東)
- (2) 藤沢市(長後 高倉 下土棚 湘南台 土棚 円行 桐原町 菖蒲沢 葛原)

(虐待の防止のための措置)

第11条

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるも

のとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第12条

看護師等は清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。

(相談・苦情処理)

第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、提供した(介護予防)訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
2. 事業所は、提供した(介護予防)訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故処理)

第14条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に行うとともに、必要な措置を講じる。

1. 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
2. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(秘密の保持)

第15条 事業者は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。

1. 従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら

してはならない。退職後も同様とする。

2. 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ることとする。

(記録の整備)

第16条

1. 事業所は(介護予防)訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。
 - (1) 主治医の指示書
 - (2) (介護予防)訪問看護計画書
 - (3) (介護予防)訪問看護報告書
 - (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (6) 苦情・相談等に関する記録
 - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
2. 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

1. 事業所は職員の資質向上のために以下の研修を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1月以内実施する。
 - (2) 継続研修 年6回以上実施する。
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人誠幸会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。